

立地企業の目処は立っているのか？



今後、誘致活動が展開されることで埋立地の具体的な企業が定まっていくこととなります。

- ✦ 国や地方自治体が行う埋立は、「公有水面埋立法」において、**民間利用者を特定する埋立行為を厳しく制限しています**。もし、埋立前から誘致企業が決定されていれば、企業自らが埋立事業を実施する、それが法の精神です。行政はデベロッパーではありません。行政の実施する埋立は、「ある政策を遂行する」という目的行為です。
- ✦ 泡瀬人工島の場合、沖縄市と県の政策は、「埋立地を有効に活用して地域の振興を図り、市勢の発展を図ること」、国と県の政策は、「新港地区FTZ前面岸壁を機能させるために必要な航路・泊地からの浚渫土砂を処分すること」です。
- ✦ 今後、**誘致活動が展開されることで埋立地の具体的な企業が定まっていくことは、なんら問題ある行政手続ではありません**。埋立地が存在しない現段階で、立地企業の確定云々を問う主張は、「公有水面埋立法」の理解不足があると考えます。